別表十四（五）付表三　記載要領

1　この表のⅠは、法人が令第123条の８第12項（第３号ロに係る部分に限る。以下この号において同じ。）（特定引継資産から除かれる資産の範囲等）の規定若しくは同条第15項、第17項若しくは第18項において準用する同条第12項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（令第123条の８第12項の規定又は同条第15項、第17項若しくは第18項において準用する同条第12項の規定により法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　この表のⅡは、法人が令第123条の９（特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の３第１項（令第123条の９の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合に、令第123条の９第４項第１号に規定する時価純資産価額及び簿価純資産価額の算定の対象となる同号に規定する関連法人ごとに記載すること。

別表十四の一一の表中「連結所得金額仮計（別表四の二「35の①」）」を「連結所得金額仮計（別表四の二「34の①」）」に、「一般寄附金の損金算入限度額」を「一般寄附金の損金算入限度額 ((9)＋(12)) ×1/4」に、「寄附金支出前連結所得金額の5又は6.25/100相当額 (8)×5又は6.25/100」を「寄附金支出前連結所得金額の6.25/100相当額 (8)×6.25/100」に、「連結親法人の期末の連結個別資本金等の額の月数換算額の2.5又は3.75/1,000相当額 (11)×2.5又は3.75/1,000」を「連結親法人の期末の連結個別資本金等の額の月数換算額の3.75/1,000相当額 (11)×3.75/1,000」に改め、同表の記載要領第一一号中「の連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成24年４月１日以後に開始する連結事業年度」を削り、「その他の連結事業年度」を「その他の連結法人」に改め、同号から第五号までを削る。

別表十五の表中「定額控除限度額（０円又は600万円）×12/12」を「定額控除限度額（０円又は600万円若しくは800万円）×12/12」に、「損金算入限度額 ((1)と(2)のうち少ない金額）×90/100」を「損金算入限度額 ((1)と(2)のうち少ない金額）×90/100）又は ((1)と(2)のうち少ない金額)」に改め、同表の記載要領第一号中「損金不算入）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第61条の４（交際費等の損金不算入）」を加え、同号を次のように改める。